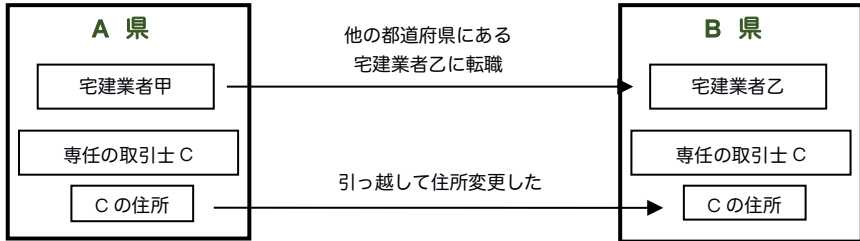


## (参考) 届出などの比較・まとめ

(ex.)A 県にある宅建業者甲に専任の取引士として従事していた C が、甲社を退社し、B 県にある宅建業者乙に転職した。さらに住所も移転した場合。



### ① 宅建業者甲

C の退職で専任の取引士の氏名が変わるため 30 日以内に免許権者に**変更の届出**をしなければならない。

### ② 取引士 C

i. 業者の名称と住所の**変更の登録**を遅滞なく申請しなければならない。

ii. 住所変更があるので変更の登録申請と共に**取引士証の書換え**交付の申請もしなければならない。

iii. **登録の移転**の申請をすることができる（業者の所在地が A 県→B 県になったからです）。

### ③ 宅建業者乙

C を新たな専任の取引士として受け入れたので、専任の取引士の氏名が変わるため 30 日以内に免許権者に**変更の届出**をしなければならない。